

東京都社会保険労務士会 会報 千代田・中央支部

事務局 〒104-0061 東京都中央区銀座6-2-7 金井ビル4階
ワヨウ事務所内 03(3574)7572~3 発行人 渡邊和洋
URL = <http://www.sr-ccs.com>

謹賀新年



富士山(静岡県)

戸室康廣 会員撮影

新年のご挨拶

講演・助成金について ほか



年頭のご挨拶



東京都社会保険労士会
千代田・中央支部 支部長

渡邊 和洋



新年あけましておめでとうございます。
会員の皆様には、穏やかな新年を迎えたこととお慶び申し上げます。
昨年は、夏の猛暑、例年に無い台風の日本上陸そして新潟県中越地震と、地球環境の異変が気になった1年でした。
支部事業につきましては、会員の皆様、関係行政・関係団体のご指導ご協力により、当初の予定どおり運営できたことに感謝申し上げます。

今年は、個人情報保護法の完全施行、電子申請業務への本格的な移行、ADR法の成立にともなう社会保険労務士法改正・裁判外紛争解決手続の代理権の付与等、社会保険労務士が関与する業務内容が質的に大きく変化してゆく年になります。

情報社会への基盤整備が進むなかで、社会構造が大きく変貌し、国民一人ひとりの社会へのかかわり方も情報社会に相応しい対応が求められています。

個別労働関係紛争の増加も、この社会変革に起因した問題であり、紛争調整の担い手として、労働関係に精通した社会保険労務士が求められている所以です。

社会保険労務士の社会的使命を自覚し、国民の負託に応えてゆくうえで重要なことは、会員各位がこの社会変革を正しく認識し、労使関係の新たな調和を生み出す能力を身に付けることだと思います。

支部長就任時に提案したように、3つのJ（ジェイ）
自立（経済的自立はもちろんのこと、他人に依存せず精神的自立を目指す） 自己責任（自己の関与によって生じた結果については他人に責任を転嫁しない） 上昇志向（現状に満足することなく、常により高い目標を掲げ、その実現を目指す） この3つの基本的スタンスが会員すべての共通認識となるように今年も支部活動に邁進します。

一昨年の10月以来、情報社会への変遷から取り残され

ないために、会員の皆様には支部ホームページ上からのメールアドレスの登録と、連合会電子認証局からの電子証明書の取得をお願いしてきました。これらは今後も社会の一員として必要な存在であり続けるための必須アイテムです。

皆様の支部事業への積極的な参加をお願いして、年頭のご挨拶といたします。

勤務等部会長

浅香 博胡



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、景気の回復による企業収益の大幅改善により雇用者所得は上向き傾向にありますが、一方では大型台風・猛暑・新潟中越地震など自然災害により生活環境の破壊が全国で発生しております。また、国民年金未加入・未納問題から年金問題が社会的にクローズアップされたなか、「マクロ経済スライド」や、「離婚時の年金分割制度」などを含む平成16年公的年金大改正が行われました。

こうした生活環境の変化への対応のための社会保障制度の分野は、我々社会保険労務士が司る領域であります。ここ数年来は、不況による企業倒産・リストラ等による労働者の雇用問題が大きな社会的問題でありましたが、失業率は低下に転じました。しかし、高齢化の一層の進展と年金支給開始年齢の引き下げなど高齢者の60歳台前半における継続雇用については喫緊の課題です。

とくに、勤務等部会の会員は、夫々の勤務先において60歳以降の継続雇用の仕組み、個人情報の保護対策、次世代育成支援計画の策定など早急に対応すべき問題や、企業年金制度をどのように組み立て公的年金を補完していくべきか、を研究し具体的に実行していく必要があります。人事労務分野・社会保障制度の専門家として、常

に専門知識の深耕に心掛け、時代の変化に柔軟に対応できる社会保険労務士を目指し、企業等で一層の活躍をされることを期待しております。

東京会や支部主催の研修会・講演会などに積極的に参加していただき専門知識の吸収に努めるとともに、お互いの実務経験談を披露し合い会員相互の相乗効果により研鑽を積むためにも、ホームページを多いに活用していただきたいと願っております。

なお、本年は支部役員の改選期にあたり、すでに昨年の支部選挙において現渡邊支部長の続投が決定され、4月には第2次渡邊支部体制が誕生いたします。

ぜひとも第2次渡邊支部体制を盛り上げ、本会の事業・支部の諸事業に積極的に参画し会員と本会が共に発展することを願って止みません。

本年も、会員皆様のご健康とご活躍を祈念申し上げます。

東京都社会保険労士政治連盟
千代田・中央支部 支部会長

小林 包美



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は参議院選挙が行われ、東京都社会保険労務士政治連盟推薦候補者4名を当支部も推薦し、全員当選を果たすことができました。会員の皆様には多大なご協力を賜り改めて厚く御礼申し上げます。

社会保険労務士政治連盟は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るために必要な政治活動を行っていますが、今期の活動方針の一つに「司法への参入を強力に推進する」ことを掲げています。司法制度改革が社会保険労務士の業務にも大きな影響を与え、司法への参入が将来の社会保険労務士業務の発展に不可欠であることを考えるとき、我々社会保険労務士がもっと積極的に司法への貢献を行うことも必要ではないかと考えています。

裁判外紛争処理(ADR)、労働審判制度等司法制度改革のなかで社会保険労務士の職域の拡大と地位の向上に向けて、政治連盟の果たす役割は今後益々大きなものになっていくものと確信しています。

支部としても、社会保険労務士制度発展のため今後もあるる機会を通じて活動していくますが、その際には会員の皆様のさらなるご支援・ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本年が皆様にとって実り多い年となることを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

開業部会長

吉瀬 君江



新年あけましておめでとうございます。

開業部会長の任を受け、2期4年の期間も残すところ数ヶ月になり、新年を迎え振り返ってみると、果たして会員のために何をしてきたのであろうか？おかげさまで例会、研修会は定員オーバーになり、迷惑をおかけしながら研修の企画、例会の協議等を進めてきましたが、会員の要望に少しでも役に立つことができたろうかと思いながら走り続けてきましたように思います。

また、今期からは各行政に窓口担当として行政担当副支部長制を取り入れ、より行政との協力や情報を会員に返すことを目標としましたが、十分に機能が発揮できなかった等反省ばかりを思いおこします。

さて昨年は、酷暑、集中豪雨、記録的な台風の上陸、地震とこれでもかと続く自然災害にあ然としましたが、水のなかのバスの上で一晩を過ごした高齢者の方々の逞しさと連帯に人間の強さと素晴らしいを感じました。当支部も災害にあわれた方々に少しでもお役に立とうと義援金募金を行いました。ご協力してくださいました皆様に御礼を申し上げます。

今年も私ども社会保険労務士を取りまく情勢は、厳しいものと思います。業務もADRの参入、個別労働紛争解決促進法に基づくあっせん代理、年金法の改正等、益々複雑になりより専門知識を要求される時代です。こういうときだからこそ相談できる仲間が必要であり、グループやネットワークで得意分野の会員の力を支部活動に協力をしていただきたいと思います。また、電子申請にともない個人情報の管理の徹底の強化は今年4月1日より施行される「個人情報の保護に関する法律」によりなされます。

便利な社会になると、反面大切な物が失われるような気がします。コンピューターの普及により新たな事件が起こり、科学の発達が地球環境に与える影響が思いもかけない災害になります。私たち一人ひとりが気をつけることにより防げることもあります。メールの会話は顔を見て話す、そしてヒートアイランドは車になるべく乗らない、ゴミを減らす等少しだけ不便なことをやりましょう。先輩に言われたことがあります。「私どもの仕事は人です」人がいるところ希望を持てる職場環境や生活環境をお手伝いできるように新たに決意をいたしました。

会員の皆様のご協力とご支援をお願いいたします。

東京会の理事・ 代議員当選者名簿

平成16年8月23日に、支部長理事、理事、代議員の立候補受付を終了しましたが、候補者と定数が同数となりましたので、選挙は行われず、右記の方々が当選となりました。

支部長理事 当選者	10 新堀 英行 11 半沢 公一 12 藤井 純子 13 山本 金治 14 山本 弘之	9 遠藤 元基 10 大畠 雅弘 11 岡田 健一 12 勝本 京子 13 加藤 孝	25 玉田 壇三 26 戸室 康廣 27 永井 常男 28 中村 孝男 29 夏坂由季子
渡邊 和洋		14 小林 幸雄 15 小室 豊 16 酒井 裕樹 17 佐藤 伸幸 18 植野登貴子	30 府川 洋輔 31 本間 邦弘 32 牧野 武夫 33 増田 瑞恵 34 松田 研二
理事当選者	1 浅香 博胡 2 恩田 和明 3 柏木 弘文 4 金綱 久夫 5 瀬 知江 6 小林 包美 7 相馬 誠一 8 段下 正志 9 寺田 晃	1 青山 弥生 2 朝比奈睦明 3 阿部 福二 4 雨宮 功 5 飯野 正明 6 石上 均 7 石川 英豊 8 石原美由紀	35 松林 清雄 36 味園 公一 37 村上 孝 38 森 俊介 39 柳沢 聰 40 横尾 直子
代議員当選者		19 嶋倉 貞男 20 関口 厚志 21 根 祐司 22 滝口 修一 23 竹中 悟史 24 田中 幸夫	

新入会員を紹介します

入会年月日	氏名	地 区	形態
H16.8. 1	吉田恵美子	麹町	開業
H16.8. 1	上野 学	麹町	勤務
H16.8. 1	太田 佳美	麹町	勤務
H16.8.17	木 孝二	日本橋	開業
H16.8.31	平野 晶子	京橋	勤務
H16.9. 1	御園亜矢乃	麹町	開業
H16.9. 1	田中 耕一	麹町	開業
H16.9. 1	斎藤 智明	麹町	開業
H16.9. 1	國井 有希	麹町	開業
H16.9. 1	木下 能正	麹町	開業
H16.9. 1	菊地 正範	麹町	開業
H16.9. 1	中尾 剛	麹町	開業
H16.9. 1	岸田 佳之	麹町	開業

入会年月日	氏名	地 区	形態
H16.9. 1	北角友香子	麹町	開業
H16.9. 1	佐藤 信博	麹町	勤務
H16.9. 1	折笠 総子	麹町	勤務
H16.9. 1	三沢めぐみ	麹町	勤務
H16.9. 1	金鶴 真幸	麹町	勤務
H16.9. 1	原島 浩之	麹町	勤務
H16.9. 1	岡本 真澄	麹町	勤務
H16.9. 1	曾我 重之	麹町	勤務
H16.9. 1	新田 義弘	麹町	勤務
H16.9. 1	小川 裕史	麹町	勤務
H16.9. 1	松本 直美	神田	勤務
H16.9. 1	坂口 誠治	神田	勤務
H16.9. 1	木元 正芳	日本橋	開業

入会年月日	氏名	地 区	形態
H16.9. 1	秦まり子	京橋	開業
H16.9. 1	栖原廣司	京橋	勤務
H16.9. 1	廣澤一弘	京橋	勤務
H16.9. 1	井出浩	京橋	勤務
H16.9. 1	寺瀬学	京橋	勤務
H16.9. 1	鈴木誠司	京橋	勤務
H16.9.10	出山公美	麹町	開業
H16.9.10	雁部仁美	京橋	勤務
H16.9.30	原島克行	麹町	勤務
H16.9.30	向井弘明	日本橋	勤務
H16.9.30	川原邦彦	京橋	開業

支部管外研修報告

山があたえてくれる魅力とリフレッシュ

広報担当 恩田 和明
副支部長

平成16年10月1日、強羅「リゾートピア箱根」において支部管外研修が行われました。研修には42名が参加、酒井研修副委員長の司会で、まず渡邊支部長より山との出会いについての話から始まりました。「小・中学時代から、高尾、奥多摩方面へハイキングに出かけていた。高校生になり、初めて友人2人と企画した登山で丹沢に挑戦したが、雨に降られて失敗。その後計画から実行までの達成感を求めて山に行くようになった。大学時代は、冬山への単独行もチャレンジしていた」

続いて 瀬会員は「高所恐怖症だった私が、13年前、支部のスキー同好会に連れて初めて上高地へ行った。ケモノ道のような、未整備のルートを登らされたのが運のツキ。以来、冬のスキーのトレーニングを兼ねて登るようになった。山で味わうビールと食事は最高です」

森萩前スキー同好会会长は、世界の8000m級の山と日本の3000m級の山について紹介した上で「山をサン、セン、ヤマと呼ぶ富士山、大山、立山。また山頂にゴロゴロした

岩があるので野口五郎岳、春の残雪に馬の形が現れ地域の人が種まきの時期を知る白馬岳、ハクバともシロウマとも呼ぶこともあり、山名の由来を知ることで、その山に愛着が沸いたり、地域の歴史が分かったりして、車窓から眺めているだけでも楽しい」と、3講師それぞれの楽しみ方を披露していただきました。



助成金について

日時:平成16年10月27日(水) 場所:東京都社会保険労務士会館

社会保険労務士として、助成金の仕事とどんなかたちで関わってくるのかということですが、助成金の情報を関与先企業に流し、報酬アップにつなげるということが主な目的だと思います。そこで、現在、厚生労働省で進めている助成金にどういったものがあるかということから、我々に最も身近な助成金を見ていきたいと思います。

森 俊介 氏



試行雇用奨励金

35歳未満の若年者、45歳以上65歳未満の中高年者を職安の紹介で採用した場合、試用期間中、1ヶ月5万円、最大3ヶ月、合計15万円の奨励金がもらえるという制度です。

新規・成長分野雇用創出特別奨励金

新規成長分野として認められた企業が、リストラされた者を採用した場合にもらえる一時金です。これは平成17年3月31日までの暫定措置でありますが、30歳以上60歳未満の求職者(事業主より解雇された者または公共職業訓練受講者)を採用した場合には、1人につき70万円が支給されます。

特定求職者雇用開発助成金

60歳以上65歳未満の高齢者、または障害者等の就職困難な者を職安等の紹介で採用したときにもらえる一時金です。助成金額は、雇い入れ後1年間に支払った賃金等の何分の1というように定められています。

継続雇用定着促進助成金

定年延長や再雇用制度を導入した場合に、最大5年間にわたりもらえる助成金です。つまり、60歳定年制を定めている会社が、希望する社員については全員65歳まで勤務延長させようということを就業規則で定めた場合、お金がもらえるというものです。

継続雇用定着促進助成金 PART2

第1種加算措置………60歳定年制を敷いている会社の社員で60歳の者が短時間労働(20時間以上30時間未満)を希望した場合、それに沿うという制度をつくれば、一時金(1回限り)10~100万円が加算されます。

多数継続雇用助成金……雇用割合が15%を超える60歳以上65歳未満の被保険者数に応じ、1人当たり月額1.5万円(中小企業2万円)が最大5年間支給されます。

受給資格者創業支援助成金

失業者の自立支援が目的で、雇用保険の受給資格者みずからが創業し、創業後1年以内に雇用保険の適用事業主となった場合、創業に要した経費の一部がもらえる助成金。受給できる金額は、掛かった費用の3分の1に相当する額(200万円)です。

キャリア形成促進助成金

労働者のキャリア形成の効果的な促進が目的で、目標が明確な職業訓練の実施に対し、その経費および賃金の一部がもらえる助成金です。職業訓練はとくに職業に必要な専門的な知識、または技能を習得させるためのもので、1コース10時間以上と定められています。受給できる金額は、訓練給付金で1人1コース5万円を限度とします。

中小企業基盤人材確保助成金

新分野進出等(創業・異業種進出)にともない、新たに経営基盤の強化に資する人材(基盤人材)を雇い入れた場合にもらえる助成金です。助成される金額は、基盤人材1人当たり140万円、一般労働者1人当たり30万とされています。

さまざまな奨励金・助成金・一時金がありますが、助成金の仕事をする場合は、必ずきちんと文書にして、お客様に分かるようにしておかないと後々問題になりますので、とくに注意が必要です。そして、社会保険労務士として重要なことは、助成金の支給申請手続き等については、アドバイスはしてあげるが、あくまでもお客様の主体性に任せることです。

公的年金改正について

日時：平成16年11月8日（月） 場所：総評会館

元厚生省年金局数理課長
早稲田大学大学院講師（非常勤）
坪野 剛司 氏

まず最初に、公的年金に関しては昨今言われるような不安はない、と申し上げたいと思います。メディアは世間の不安を煽ってばかりのようですが、年金は本当に空洞化したり、それほどの問題を抱えているのでしょうか。

年金受給者のほとんどは、将来に不安を抱いているため、年金を使わず、そのほとんどを貯金に回していると言われます。公的年金は、現在1年間に42兆円支払われています。サラリーマンが払う所得税は約20兆円、企業が払う法人税が10兆円、消費税が12兆円、合わせて42兆円で、ちょうど年金と同額になります。年金とは、それぐらいの金が隔々まで行き渡っているわけですが、それを受給者が全く使わないというのですから、世の中は間違いなく不景気になります。そこで、お年寄にどうしたら年金を安心して使ってもらえるかを考えなければいけません。

もともと年金は一身専属の財産権ですから、憲法上これを減らすことはできません。今、基礎年金は40年間納めて、年間80万円を65歳から平均して20年もらえることになっています。つまり、1人平均1600万円、夫婦であれば3200万円の財産権を有するわけで、これだけあれば最小限の生活はきちんと送っていける。基礎的な消費額が賄えるような年金額として月額6万5000円程度の年金があるというのが基礎年金でありますから、贅沢をしなければ間違いなく老後の生活はおくれるはずです。

年金についてよく言われるのが「年金の一元化」という問題です。公的年金の一元化の話は、何十年も前から言われていることですが、今回のように、何もかもと一緒にして一元化しようという話が出たことはありません。ただし、この一元化の問題も、サラリーマンと自営業者の関係など、いろいろ難しい問題があります。

ただ、基礎年金を考える場合、社会保障である以上、全員が得をするような年金システムはありません。損をしていると感じるなら、それは恵まれている階層です。所得比例一本なら払った保険料に見合った給付が返ってきますが、基礎年金は、貧しい人に対しても定額の年金が出るようになっている仕組みです。

今、一番問題になっているのは損得論だと思います。これから生まれる人が20歳になって、基礎年金のために40年間保険料を納め、5年間待期をして、65歳から何年生きたら払った額より返してもらう額が少なくなるので

はないかといった議論が出ていますが、そんな先のこととは誰もわかりません。80年先のことについて、寿命をどう見込むのか、金利をどう見込むのか、物価上昇をどう弾くのか、どういう予測を立ててそんな計算ができるのか。仮定のことを悩んでも無意味だと思うのです。

今回の年金改正で大きな問題は、基礎年金を全額税方式にするという点です。消費税を今よりも10%上げて、基礎年金制度を全額消費税で賄うということは、実は経営者側が保険料を納めないでも済むということなのです。労働側は、消費税導入をしても事業主負担分は別に取れと言っていますが、消費税を使えば基礎年金問題は片づくかというと、そこには国際競争力に伴って環境税の問題等も出てきますから、実態は簡単なことではありません。



もう一つ、今回の年金改正で政府が考えたことは、小さな政府を目指す以上、公的年金を縮小せざるを得ないということから、企業に努力をしてもらって企業年金を発展させるため、確定拠出年金法等の法律を作り、企業側に判断して選択してもらうという方法です。企業年金の発展は、経営者側の大きな課題にもなってくると思われます。いつまでも今のような金利の低い時代が続くとは思いませんが、そのときどきで左右されることなく、受給者、あるいは加入者が安心して暮らせるような企業年金なり、公的年金制度を構築する必要があるということです。

最後にもう一度、公的年金については、何ら不安はありませんので、どうか安心してお金をお使いくださいと申し上げておきます。ただし、そのための備えは必要です。ですから、若いときからコツコツ保険料を納める以外に、年金を受け取る術はないということだけは認識しておいていただきたいのです。

玉田 壇三

西穂高登山について

さる8月末、スキーコンクールの西穂山行計画に便乗して、三十有余年ぶりに本格的な登山をした。

私が就職したばかりの昭和30年代は、尾瀬が脚光を浴びてあり、水芭蕉に憧れた当時の若者の間で、尾瀬行きが流行していた。かく云う私も、尾瀬を皮切りに白馬三山、北岳、中央アルプス駒ヶ岳等に登り、一端(いっぽし)の登山通になったが、社内の配転にともない山行仲間と疎遠になり、その後山行きは途絶えていた。

この2~3年、高齢者登山がブームになったが、今更という思いが強く、山行にはためらいがあった。しかし入門向きコースとの案内書を見て、西穂山行を決意した。

服装、その他準備するものは大体わかっているが、肝心の靴がないので早速購入。腕立て伏せ、階段登り(私の事務所は6階だがエレベーターがない)に精を出し、その日に備えた。

1日目は、新穂高温泉からロープウェイで西穂高口まで、2000mを一気に上がった。「明日台風が接近するとロープウェイが止まる」との警告もあったが、登ってしまえば後は下るだけ、とたかをくりロープウェイへ。千石平の展望台からの眺めは、まさに絶景だった。そして本日泊まる西穂山荘までを登る。約200mの標高差は、肩にザックが食い込み、難行の始まりとなった。

2日目は、台風の影響で西穂高岳手前の西穂独標(独立



標高点)までとなった。頂上付近は霧の中で、雨に濡れた岩に抱きつく有様。もし足を滑らせたら、と命の縮む思いをした。独標2701mから少し戻ると霧が晴れ、眺望が開けてきた。眼下にこれから下りる上高地が見えてきて、一気の下りが始まった。

下りは楽と思ったのが大間違い。4時間の苦闘となったが、瀬リーダーの先導と新調した靴のお陰で、無事梓川のほどりに到着した。

最終日は上高地を散策。西穂高岳は雲の中で、仰ぎ見ることはできなかったが、久しぶりの本格的な登山に満足感で一杯。また参加しようと考えながら、帰路についた。

野球部練習報告

今年6月に行われた支部対抗野球大会は、13年ぶりに優勝し、味園キャプテンがMVPに輝くなど、千代田・中央支部は大活躍でした。数年前は、9人のメンバーを確保することさえままならない年もあったほどですが、9月~10月に行った秋季練習では、紅白戦ができるまでにメンバーが増え、若い人たちの加入もあって、気合の入った練習が繰り広げられました。

練習は午後6時から午後8時まで。メニューは柔軟体操から始まり、ランニング、キャッチボール、トスバッティング、紅白戦、そして仕上げはノックと、参加者全員、気持ちよく汗を流していました。

約2時間の練習が終ると、その後は懇親会。野球の話だけではなく、日頃の業務における情報交換や趣味の話

朝比奈睦明

など、楽しい時間はあっという間に過ぎ、終電を心配しない程度の時間でお開きとなりました。

今後は、来年6月に予定されている支部対抗野球大会の連覇に向けて、大会前の5月に練習を行い、本番に臨む計画です。

今年、新調したばかりのユニフォームを着て、野球で汗を流したいと思われる方は、どしどしご連絡ください。野球を通して支部会員の交流を深めていきましょう。

連絡先

監督 寺田 晃(大根事務所) 03-5524-1701
キャプテン 味園公一(味園事務所) 03-3556-7879

支部ゴルフ同好会活動報告

味園 公一

ゴルフ同好会は、現在会員数28名。下は37歳から上は77歳までのゴルフ好きが、会員間の親睦と健康のために集まっています。

原則として、年3回のコンペを開催しています。最近は主に都心に近く、比較的移動時間が少ないコース(千葉CC(野田・梅郷・川間)、入間CC等)を利用しています。

少々プレー費が高いかもしれません、車のガソリン代・高速代と、早めに帰宅できる時間を考慮すれば、遠方のコースと変わりありません。

コンペの参加費は3000円とし、優勝、準優勝、3位、飛

賞、BB賞、ドラコン賞、ニアピン賞と毎回多数の賞品を用意。道路交通法の改正により(笑)派手ではありませんが表彰パーティーも行っています。

前回、9月7日に開催された千葉CC(川間)での結果は、優勝:仲野三郎さん、2位:仲本兼一さん、3位:山本金治さんでした。次回は新年1月27日、鎌ヶ谷CCで開催します。新入会員も募集しておりますので、奮ってご参加ください。

連絡先

幹事 味園公一(味園事務所) 03-3556-7879

平成16年度 労働・社会保険関係街頭相談実施

中央地区協議会(千代田・中央支部、文京支部、台東支部)主催で平成16年10月21日(木)に街頭相談を実施しました。相談員をはじめ、当日応援いただきました会員の皆様、ありがとうございました。

概略は次のとおりです(敬称略)

場 所 東京メトロ・上野駅構内(丸井前コンコース)
相 談 員 午前:岡西日出夫 太田 雅美
午後:酒井 裕樹 宮田 浩子
相 談 件 数 64件

また、当方は街頭相談コーナー応援者として、以下の方々にご協力いただきました。ありがとうございました。(敬称略)

渡邊 和洋、瀬 知江、半沢 公一、玉田 壇三、大畠 雅弘、恩田 和明、石川 英豊、段下 正志、根 祐司

各社会保険事務所主催 街頭相談協力者

麹町	11月8日(月)	春原 繁
神田	11月8日(月)	宮田 浩子 小松 紀子
日本橋	11月8日(月)・9日(火)	山崎 雅也 勝本 京子
京橋	11月8日(月)・9日(火)	大脇ひとみ 府川 芳枝

支部IT化経過報告

千代田・中央支部 IT委員会
委員長 石川 英豊

会員の皆様にご協力いただいている、メールアドレスの登録ですが、現在の登録状況は次のとおりです。まだ未登録の方は、ぜひご登録をお願いします。

メールアドレスの登録状況 (平成16年12月10日現在)

		麹町地区	神田地区	日本橋地区	京橋地区	合計
開業	登録者数	98	82	44	47	271
	登録率	72.6%	71.3%	67.7%	58.8%	68.6%
勤務	登録者数	169	80	75	90	414
	登録率	50.0%	47.3%	50.3%	49.5%	49.4%
合計	登録者数	267	162	119	137	685
	登録率	56.4%	57.0%	55.6%	52.3%	55.6%

電子申請の現状と展望

今回は、電子申請の現状と今後の展望について記します。

すでに電子申請を経験された会員の方もいらっしゃると思いますが、多くの会員の皆様は、まだ未経験ではないかと思います。そして、そのネックになっているのが「複数署名」の問題ではないでしょうか。

社会保険労務士が係わる申請手続には、事業主と申請人や医師などの捺印が求められており、電子申請においても、捺印に代わるものとして電子認証(電子証明書)が必要とされています。つまり、複数の認証が必須ということです。

したがって、例えば健康保険の被保険者資格取得を電子申請するには、現行では社会保険労務士と事業主の電子証明書を添付する必要があります。

この複数署名を省略して、社会保険労務士の電子証明書だけで諸申請ができるようにと、現在連合会が厚生労働省との定例協議会・関連協議において、協議しています。

そして、健康保険・厚生年金保険・雇用保険の資格取得届、喪失届、月額変更届、算定基礎届、賞与支払届、労働保険料概算・確定申告書については基本的に「複数署名の省略」が認められる方向にあるとうかがっております。また、「複数署名の省略」の際の「包括委任状(紙による委任状)等についても詰めた協議がされているようであり、今年には実現しそうとの声もあります。

さて、このような状況の中、社会保険労務士の電子証明書の取得状況ですが、東京会では2000人を目指して取得促進活動をしております。我が支部においては、開業会員の70%が目標ですが、目標に対する達成率は現在60%強とのことです。

以上でありますので、電子証明書の取得に関しても、ご協力を宜しくお願いします。

あとがき

あけましておめでとうございます。

昨年の日本列島は、阪神淡路大震災に続く震度7の新潟県中越大地震が発生し、その後の余震もかなりの数に至っていました。

台風についても26個が発生し、そのうち史上最多の10個の台風が上陸しました。また、東京都の真夏日が史上最多の70日を記録し、全国的にも猛暑が続き、ともかく自然現象の異常に見舞われた一年間だったと思われます。

一方、全国的な熊の出没による被害の続出するニュースも連日のように報道されました。この事も元を質せば、我々人間の責任も少くないと思われます。

政界では、一億円ヤミ献金騒動という騒ぎも起きました。相変わらずの金と政治の癒着が後を絶ちません。ともかく、様々な事柄がありすぎて、激動の一年間という感じがしました。

一方、社会保険労務士業界では、労働基準法の改正法が1月より施行されました。4月からは介護保険料がアップしました。厚生年金保険料の段階的なアップが10月よりスタートし、我々の業務も一時も目が離せない一年間でした。

さて、自然災害については我々の力ではどうすることも出来ませんが、株価も上昇気味であり、景気動向も多少上向き傾向です。

社会保険労務士を取り巻く環境は今年も決して平坦ではありません。それでも明るい年であるように望んでおります。

(戸室 康廣)